

ダムによる洪水調節

ダムの役割

ダムには、水害を防ぐための洪水調節を目的としたもの（治水ダム）と農業・上水道・工業用水、水力発電のための貯水を目的としたもの（利水ダム）があり、これら2つの目的を持ったダムを多目的ダムと呼びます。

県では、多目的ダムとして、二川ダム、広川ダム、椿山ダム、切目川ダム、七川ダムを管理しています。

ダムに貯めて^たいる水の事前放流

紀伊半島大水害では、二川ダム、椿山ダム、七川ダムにおいて、豪雨により流入する水でダムが満水となり洪水調節ができない状況になりました。

このことから県では、平成24年に全国ではじめて関西電力（株）と協定を締結し、ダムが満水となるような大雨が予測される場合には、発電用に貯めている水を事前に放流し、ダムの空き容量を大きくしておく「事前放流」を平成31年3月までに43回実施しています。

この事前放流により、県内ダムの洪水調節機能をさらに強化・拡大し、避難時間の確保と下流域の浸水被害軽減を図っています。

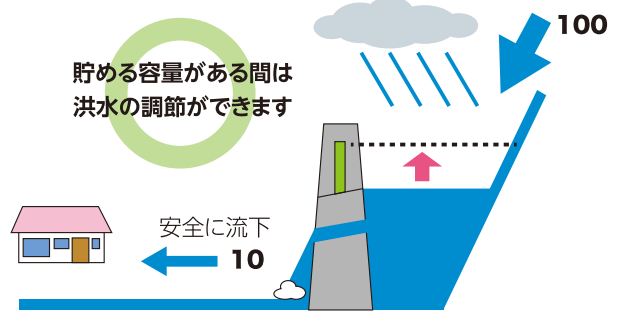


事前放流の対象となるダム

和歌山県管理：二川ダム、椿山ダム、七川ダム
関西電力（株）管理：殿山ダム

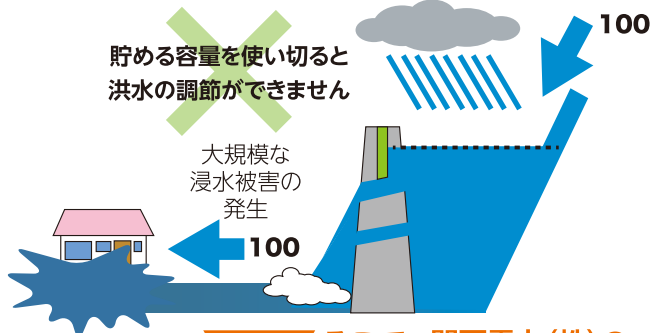
洪水調節

ダムに流れてくる水の一部を貯め、下流への放流量を調節することで安全に流下



異常洪水時防災操作

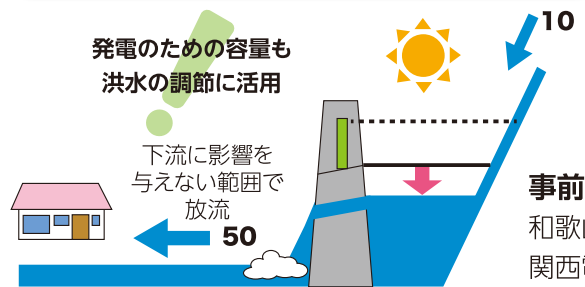
ダムが満水に近づく、ダムの決壊を防ぐため、流入量と同量の水を放流することになり、下流では大規模な浸水被害が発生するおそれ



そこで、関西電力（株）の協力のもと

事前放流

ダムが満水となるような大雨が予測される場合、事前に水位を低下させ容量を拡大



浸水想定区域図の作成

県では、洪水により相当な被害が発生するおそれがある河川として指定した20の河川について、洪水時における水害の危険性を周知するため、おおむね100年に数回発生するような降雨を対象に「洪水浸水想定区域図」を作成・公表しています。

さらに、近年激化する水害に対応するため、平成23年の紀伊半島大水害を上回るような、想定し得る最大規模の降雨を対象に「洪水浸水想定区域図」を昨年度新たに7河川で作成しました。

新たな洪水浸水想定区域図では、河川が氾濫した場合の浸水区域、浸水の深さに加え、避難が困難となる50cm以上の浸水が継続する時間や家屋の倒壊・流失をもたらす氾濫流などの発生が想定される区域も示しています。残りの13河川についても今年度中の作成をめざします。

●作成済み河川

和田川、亀の川、日方川、加茂川、有田川、左会津川、熊野川

●今年度作成予定河川

橋本川、広川、山田川、日高川、印南川、切目川、南部川、富田川、日置川、周参見川、古座川、太田川、那智川

土砂災害対策の強化

どしゃやさいがいたいさく

きょうか

本県は、土砂災害危険箇所が1万8487カ所と多く、がけ崩れなどが毎年のように発生しています。県では、土砂災害から県民の命を守るためソフト・ハードが一体となった対策を推進しています。

土砂災害警戒区域等の早期指定

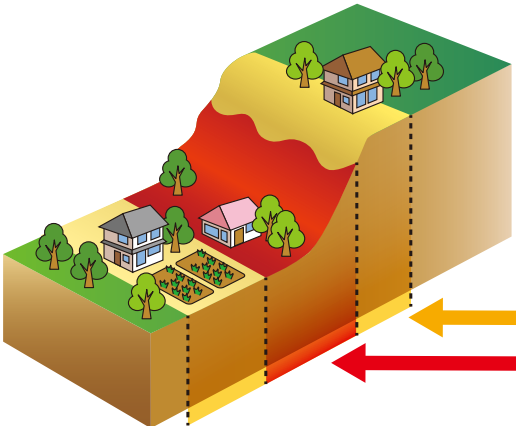
土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、県民の皆さんに危険性を周知するとともに早期避難に役立てるため、土砂災害警戒区域等の指定を推進しています。過去に災害が発生した箇所や高齢者・乳幼児などの利用施設を含む地域などについて優先的に基礎調査を進め、市町村と調整を図りながら土砂災害警戒区域等の指定を順次行っています。今年度中にすべての危険箇所の基礎調査を完了し、来年度までに区域指定の完了をめざします。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域
※警戒避難体制の整備、ハザードマップ作成による周知の徹底が行われる

土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に建物が損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域
※特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転などの勧告などが行われる



土砂災害防止に向けた整備

防災拠点や避難場所をはじめ、高齢者や乳幼児など配慮が必要な方が利用する施設や災害の前兆現象のある箇所については、土石流を止める「砂防堰堤（さぼうえんてい）」や崩れてきた土砂を受け止める「擁壁工（ようへいこう）」などを計画的に整備しています。



土砂災害特別警戒区域内の住宅改修支援

土砂災害特別警戒区域内の住宅を土砂災害から守れるようにするための外壁改修や塀の設置に対して、必要な費用の一部を補助しています。

対象

- ①居室を有する建築物であること
- ②土砂災害特別警戒区域に既に建築されているもの
- ③対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること

補助額 最大75・9万円

（補助対象工事費の23％）

問 県庁建築住宅課

☎073・441・3184

市町村によって実施の状況や実施開始時期は異なります。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

停電・通信障害の迅速復旧に向けて



昨年9月の台風第21号では、倒木や土砂崩れなどにより大規模な停電や通信障害が発生し、復旧までに時間がかかったことから生活に混乱が生じました。そこで、県では、関西電力（株）、西日本電信電話（株）とそれぞれに停電や通信障害の復旧作業に関する協定を今年4月に締結しました。今後、大規模な停電・通信障害が発生した場合には、両社の要請に基づき復旧作業に支障となる倒木・土砂などの障害物除去などの作業を支援することで、より迅速な復旧につなげます。

県庁災害対策課、情報政策課、道路保全課